

3. 公共事業における景観形成チェックシート 等

3-1 景観形成チェックシート及び事業実施後評価シート

(1) 景観形成チェックシート及び事業実施後評価シートの活用

各事業種別に応じて、「景観形成チェックシート」並びに「事業実施後評価シート」を活用し、景観形成に十分配慮した事業の計画や、計画に基づく事業の実施、そして事業実施後の評価を適切に行いましょう。

なお、これらのチェックシートの活用方法については、「1－4 ガイドラインの活用方法(P3～4)」を参照してください。

<様式>

様式番号	書類種別	書類名	該当頁
様式 1	景観形成チェックシート	景観形成共通チェックシート	P 35
様式 2		道路整備事業景観形成チェックシート	P 36
様式 3		公園・緑地整備事業景観形成チェックシート	P 37
様式 4		河川・水路整備事業景観形成チェックシート	P 38
様式 5		橋梁整備事業景観形成チェックシート	P 39
様式 6		砂防・治山事業景観形成チェックシート	P 40
様式 7		公共建築物整備事業景観形成チェックシート	P 41
様式 8		駅前広場整備事業景観形成チェックシート	P 42
様式 9	事業実施後評価シート	事業実施後評価共通シート	P 43
様式10		道路整備事業実施後評価シート	P 44
様式11		公園・緑地整備事業実施後評価シート	P 45
様式12		河川・水路整備事業実施後評価シート	P 46
様式13		橋梁整備事業実施後評価シート	P 47
様式14		砂防・治山事業実施後評価シート	P 48
様式15		公共建築物整備事業実施後評価シート	P 49
様式16		駅前広場整備事業実施後評価シート	P 50
様式17	公共事業計画概要書		P 51

景観形成共通チェックシート

所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

事業種別：

1. 事業対象地域の景観計画での位置づけ

地域(景観構成要素)：

地区：

景観エリア：

2. 景観形成に関する補助金・組織等

①景観施策に関係する国・県等の制度活用の有無

有・無

[具体的補助制度名等]

]

②景観形成に係る地元等を含めた検討組織の有無

有・無

[検討委員会名等：

]

注) ①②は、有・無のいずれかに○を記入し、[] に具体的な名称を記入してください。

3. 配慮指針への適合状況

	配慮事項	適合状況	配慮した内容・配慮できない理由
配置・高さ・規模	主要な眺望点からの山並み、琵琶湖等の眺望景観を阻害しないよう配慮した配置、高さ、規模とする。	[]	
	歴史的なまちなみを有する地域においては、そのまちなみに配慮した配置、高さ、規模とする。	[]	
形態・意匠	山並みや琵琶湖の眺望景観と調和し、その景観を魅力的にするよう形態・意匠を工夫する。	[]	
	建築物や構造物等が自然地形の中で違和感のないよう形態・意匠を工夫する。	[]	
	歴史・文化的な雰囲気をもった地域においては周辺景観と調和し違和感のないよう形態・意匠を工夫する。	[]	
色彩	周辺の自然景観、歴史的なまちなみなどに見られる、地域の景観を構成している基調となる色彩に配慮する。	[]	
	建築物や構造物の大規模な壁面に対して単色で塗装することのないよう留意する。	[]	
	周辺と調和した色彩、周辺とのコントラストを生む色彩を場所や機能に応じて使い分ける。	[]	
	都市の基盤となる公共施設・空間が自己主張しすぎず、地域の歴史的・文化的な環境と調和し、地域全体をより魅力的にするよう、その色彩を工夫する。	[]	
素材	周辺の自然景観と調和するよう、光沢のある素材を使わず、自然素材を活用するなど使用する素材に配慮する。	[]	
	地域の歴史的・文化的な特性との調和に配慮した素材を活用する。	[]	
植栽	地域を特徴づける樹木、地域の良好な景観形成に寄与している緑地や既存の樹木を活かすよう工夫する。	[]	
	樹種の選定にあたっては、季節感の創出等、地域の景観をより魅力的にするよう配慮する。	[]	
	現時点での見た目の美しさの視点のみでなく、植物の生育過程、生態系の保全や周辺の緑地等との連続性、歴史的な緑と人との関係などの視点にも配慮しながら、自然が持つトータルな美しさを創出するよう工夫する。	[]	
その他配慮事項 (上記配慮事項以外で景観形成において配慮した事項等を記入してください)			

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。

配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。

道路整備事業、公園・緑地整備事業、河川・水路整備事業、橋梁整備事業、砂防・治山事業、公共建築物整備事業、駅前広場整備事業については、事業種別景観形成チェックシートも記入してください。

景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

道路整備事業景観形成チェックシート

所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

4.道路整備事業配慮指針への適合状況

		配慮事項	適合状況	配慮した内容・配慮できない理由
線形・断面構成	線形	自然地形や歴史的な街路形態が感じられる平面計画（線形計画）とする。	[]	
		都市軸として象徴的なビスタ景観を演出する。	[]	
		アイストップとなる緑地や山の稜線、水辺等に配慮する。	[]	
	縦断面	自然地形を活かし、起伏に沿った縦断面とする。	[]	
		横断面	道路幅員は道路に求められる機能とともに、沿道の景観特性に配慮し、特に歴史的なまちなみにおいてはそのスケール感を阻害しないよう配慮す	[]
道路構造	舗装		舗装材料は、その土地の歴史的な背景や周辺環境に調和する素材、色彩を用いる。また、良好な景観を維持するために容易にメンテナンスができる材料を使用する。	[]
	歩道整備	沿道の公共施設等の外構部と一体的な整備を行う。	[]	
	交差点	地域を特徴づける交差点等の空間においては、その特色をつくるため、舗装材料や意匠により変化をもたせるなどの工夫を行う。	[]	
	構造面・法面	高架構造物、法面、擁壁は、周辺に威圧感を与えないようボリューム感を抑えるよう、素材、色彩、形態・意匠等を工夫するとともに、必要に応じて緑化等により修景する。	[]	
道路植栽	配置	歩車道境界、中央分離帯には、安全面を考慮した上で、できる限り植栽スペースを確保し、まちなみ景観にうるおいを与える工夫を行う。	[]	
		歩道幅員が広い通りでは、連続した並木の創出、中低木の組み合わせ、目印となるシンボルツリーの配置等、より魅力的な道路環境を演出するための植栽方法を工夫する。	[]	
	保存	拡幅に際して、既存樹木等がある場合は保存を検討する。	[]	
道路付帯設備	信号機・道路標識・照明柱	信号機や道路標識、照明柱などは、出来る限り整理、統合し、すっきりとした景観とする。	[]	
		照明柱は地域の景観特性に配慮するとともに、道路デザインと調和するよう配慮する。	[]	
	電線類	できる限り電線類を地中化するなどし、電柱をなくす。	[]	
その他配慮事項 (上記配慮事項以外で景観形成において配慮した事項等を記入してください)				

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。

配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。

該当しないときは－を記入してください。

景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

公園・緑地整備事業景観形成チェックシート 所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

4.公園・緑地整備事業配慮指針への適合状況

		配慮事項	適合状況	配慮した内容・配慮できない理由
一般的事項	全体デザイン	地域のシンボルとなる公共空間として、その地域の特性を十分に踏まえ、地域の景観の魅力を高めるよう形態・意匠・植栽等を工夫する。	[]	
	緑の連続性	既存の自然緑地、河川緑地、道路緑地等との連続性や一体性に配慮し、緑のネットワーク拠点となるよう配慮する。	[]	
		幹線道路等に面する場合は、道路植栽や歩道部との連続性や一体性に配慮する。	[]	
	遊具等	遊具や噴水等は、地域の緑地の全体イメージに調和するデザインとする。	[]	
地域別配慮事項	山間地域・丘陵地	山間地域や丘陵地等においては、もとの地形に配慮した造成を行い、できる限り法面等が発生しないよう工夫する。	[]	
		既存の樹林、樹木等がある場合はこれを活かす。	[]	
	歴史的地域	歴史文化資産が残る地域においては、地域の歴史的な環境と調和し、さらにより魅力的な歴史的な環境を創出するよう工夫する。	[]	
	湖岸地域	湖岸緑地について、自然緑地を活かすとともに失われた自然環境の再生に配慮する。	[]	
		幹線道路沿道の湖岸緑地については、道路から琵琶湖が見通せるよう植栽等を工夫する。	[]	
その他配慮事項 (上記配慮事項以外で景観形成において配慮した事項等を記入してください)				

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

河川・水路整備事業景観形成チェックシート 所管課：

担当者：

事業名： 事業場所：

4.河川・水路整備事業配慮指針への適合状況

		配慮事項	適合状況	配慮した内容・配慮できない理由
一般的事項	緑の連続性	緑のネットワーク形成の一環として河岸の緑化、多様な動植物が生息できるよう環境の整備等の工夫を行う。	[]	
	河川堤・河川敷	河川に沿ったビスタ景観を演出するため、河川沿いの散策道や親水空間の整備、河岸と隣接する公共空間との一体的な整備を行うとともに、沿岸部を含めた広がりのある空間を確保する。	[]	
	護岸	河川・水路が地域の景観と調和するよう、その土地の歴史性に配慮した護岸素材、積み方とするなど、形態・意匠を工夫する。	[]	
	防護柵等	水辺の景観に配慮した形態・意匠とし、生垣を防護柵の代わりに用いるなどの工夫を行う。	[]	
その他配慮事項 (上記配慮事項以外で 景観形成において 配慮した事項等を 記入してください)				

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

橋梁整備事業景観形成チェックシート 所管課：

担当者：

事業名： 事業場所：

4. 橋梁整備事業配慮指針への適合状況

		配慮事項	適合状況	配慮した内容・配慮できない理由
一般的事項	全体デザイン	周辺の自然景観や地域の歴史的・文化的な環境等と調和するよう、素材、形態・意匠、色彩を工夫する。	[]	
		歴史的な景観を形成する地域においては、デザイン、色彩、構造を含めた昔の橋梁の復元を検討する。	[]	
	視点場	橋の上から眺望景観を演出するため、橋詰めに橋や川を眺められるポケットパーク、たまりの空間をつくるなどの工夫を行う。	[]	
	親柱・高欄・照明灯	周辺の景観に調和し、全体のバランスに配慮した形態、意匠とする。	[]	
		都市景観の魅力向上を目的として照明演出等の工夫を行う。	[]	
その他配慮事項 (上記配慮事項以外で 景観形成において 配慮した事項等を 記入してください)				

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

砂防・治山事業景観形成チェックシート

所管課：

担当者：

事業名： 事業場所：

4. 砂防・治山事業配慮指針への適合状況

		配慮事項	適合状況	配慮した内容・配慮できない理由
一 般 的 事 項	砂防ダム等の構造	災害防止の機能を十分に果たすことを前提としつつ、できる限り周辺景観と調和するよう、緑化工法や自然石工法を活用するなど工法を工夫するとともに、その形態・意匠、素材、色彩に配慮する。	[]	
	その他配慮事項 (上記配慮事項以外で 景観形成において 配慮した事項等を 記入してください)			

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

公共建築物整備事業景観形成チェックシート

所管課：

担当者：

事業名： 事業場所：

4.公共建築物整備事業配慮指針への適合状況

		配慮事項	適合状況	配慮した内容・配慮できない理由
一般的事項	建築物本体	主要な視点場からの眺望景観（琵琶湖、山並み等を背景とした中景・遠景）に対して、山の稜線や琵琶湖の水面等に配慮した形状、高さとする。	[]	
		施設を含む近景を魅力的なものとするために、周辺の景観（水辺、まちなみ等）と調和した形状、高さとする。	[]	
		周辺のまちなみに圧迫感を与えない高さ、形状とする。	[]	
		壁面を後退させ、ゆとりある外部空間をつくる。	[]	
		周辺のまちなみ等との色彩や素材の調和を図る。	[]	
		地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。	[]	
		建築設備や工作物、屋外階段等は目立たないように工夫する。	[]	
		処理施設等の機能的に外観に制約がある施設についても、周辺の景観と調和するよう、形態・意匠、色彩、素材や設置位置、さらには外構の植栽やデザインの工夫を行う。	[]	
	外構	隣接する道路、河川、公園と一体的に計画する。	[]	
		開放的なデザインとし、気軽に人が利用できる雰囲気とする。	[]	
		敷地内の既存樹木を積極的に利用するとともに、敷地規模に応じた緑地面積を確保する。また、シンボルツリーの配置、敷地境界への生垣の設置等、シンボル性の強調、周辺地域との調和といった観点から植栽を工夫する。	[]	
		屋外駐車場はできる限り出入口を限定するとともに、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮する。	[]	
その他配慮事項 (上記配慮事項以外で 景観形成において 配慮した事項等を 記入してください)				

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

駅前広場整備事業景観形成チェックシート 所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

4.駅前広場整備事業配慮指針への適合状況

		配慮事項	適合状況	配慮した内容・配慮できない理由
一般的事項	全体デザイン	視覚的に遠景、中景、近景の主対象となる地域の顔として、地域の景観特性と調和するとともに、風格のある空間デザインとする。	[]	
		地域の主要な眺望点（視点場）のひとつとして、駅前からのビスタ景観等の眺望景観をより良く見晴せる空間デザインとする。	[]	
		駅前広場単独でデザインするのではなく、駅舎、周辺のまちなみとのトータルデザインを目指す。	[]	
	舗装	舗装材料は、その土地の歴史的な背景や周辺環境に調和する素材、色彩を用いる。	[]	
	植栽	広場には植栽を効果的に施し、まちなみ景観にうるおいを与える工夫を行う。	[]	
	照明柱	照明柱は地域の景観特性に配慮すると共に、広場の舗装デザインと調和するよう配慮する。	[]	
	電線類	できる限り電線類を地中化するなどし、電柱をなくす。	[]	

その他配慮事項

（上記配慮事項以外で
景観形成において
配慮した事項等を
記入してください）

注）適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。
配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。
景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

事業実施後評価共通シート

所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

事業種別：

1. 事業対象地域の景観計画での位置付け

地域(景観構成要素)：

地区：

景観エリア：

2. 配慮指針への適合状況

	配慮事項	計画段階の 適合状況	事業実施後の 適合状況	配慮できた内容・配慮できなかった理由
配置・高さ・規模	主要な眺望点からの山並み、琵琶湖等の眺望景観を阻害しないよう配慮した配置、高さ、規模とする。	[]	[]	
	歴史的なまちなみを有する地域においては、そのまちなみに配慮した配置、高さ、規模とする。	[]	[]	
形態・意匠	山並みや琵琶湖の眺望景観と調和し、その景観を魅力的にするよう形態・意匠を工夫する。	[]	[]	
	建築物や構造物等が自然地形の中で違和感のないよう形態・意匠を工夫する。	[]	[]	
	歴史・文化的な雰囲気をもった地域においては周辺景観と調和し違和感のないよう形態・意匠を工夫する。	[]	[]	
色彩	周辺の自然景観、歴史的なまちなみなどに見られる、地域の景観を構成している基調となる色彩に配慮する。	[]	[]	
	建築物や構造物の大規模な壁面に対して単色で塗装することのないよう留意する。	[]	[]	
	周辺と調和した色彩、周辺とのコントラストを生む色彩を場所や機能に応じて使い分ける。	[]	[]	
	都市の基盤となる公共施設・空間が自己主張しすぎず、地域の歴史的・文化的な環境と調和し、地域全体をより魅力的にするよう、その色彩を工夫する。	[]	[]	
素材	周辺の自然景観と調和するよう、光沢のある素材を使わず、自然素材を活用するなど使用する素材に配慮する。	[]	[]	
	地域の歴史的・文化的な特性との調和に配慮した素材を活用する。	[]	[]	
植栽	地域を特徴づける樹木、地域の良好な景観形成に寄与している緑地や既存の樹木を活かすよう工夫する。	[]	[]	
	樹種の選定にあたっては、季節感の創出等、地域の景観をより魅力的にするよう配慮する。	[]	[]	
	現時点での見た目の美しさの視点のみでなく、植物の生育過程、生態系の保全や周辺の緑地等との連続性、歴史的な緑と人との関係などの視点にも配慮しながら、自然が持つトータルな美しさを創出するよう工夫する。	[]	[]	
その他配慮事項	配慮事項		事業実施後の 適合状況	特に配慮できた内容・配慮できなかった理由

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは―を記入してください。
 道路整備事業、公園・緑地整備事業、河川・水路整備事業、橋梁整備事業、砂防・治山事業、公共建築物整備事業、駅前広場整備事業については、事業種別景観形成チェックシートも記入してください。
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

道路整備事業実施後評価シート

所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

3.道路整備事業配慮指針への適合状況

		配慮事項	計画段階の 適合状況	事業実施後の 適合状況	配慮できた内容・配慮できなかった理由
線形・断面構成	線形	自然地形や歴史的な街路形態が感じられる平面計画（線形計画）とする。	[]	[]	
		都市軸として象徴的なビスタ景観を演出する。	[]	[]	
		アイストップとなる緑地や山の稜線、水辺等に配慮する。	[]	[]	
	縦断面	自然地形を活かし、起伏に沿った縦断面とする。	[]	[]	
	横断面	道路幅員は道路に求められる機能とともに、沿道の景観特性に配慮し、特に歴史的なまちなみにおいてはそのスケール感を阻害しないよう配慮する。	[]	[]	
道路構造	舗装	舗装材料は、その土地の歴史的な背景や周辺環境に調和する素材、色彩を用いる。また、良好な景観を維持するために容易にメンテナンスができる材料を使用する。	[]	[]	
	歩道整備	沿道の公共施設等の外構部と一体的な整備を行う。	[]	[]	
	交差点	地域を特徴づける交差点等の空間においては、その特色をつくるため、舗装材料や意匠により変化を持たせるなどの工夫を行う。	[]	[]	
	構造物・法面	高架構造物、法面、擁壁は、周辺に威圧感を与えないようボリューム感を抑えるよう、素材、色彩、形態・意匠等を工夫するとともに、必要に応じて緑化等により修景する。	[]	[]	
道路植栽	配置	歩車道境界、中央分離帯には、安全面を考慮した上で、できる限り植栽スペースを確保し、まちなみ景観にうおいを与える工夫を行う。	[]	[]	
		歩道幅員が広い通りでは、連続した並木の創出、中低木の組み合わせ、目印となるシンボルツリーの配置等、より魅力的な道路環境を演出するための植栽方法を工夫する。	[]	[]	
	保存	拡幅に際して、既存樹木等がある場合は保存を検討する。	[]	[]	
道路付帯設備	信号機・道路標識・照明柱	信号機や道路標識、照明柱等は、できる限り整理、統合し、すっきりとした景観とする。	[]	[]	
		照明柱は地域の景観特性に配慮するとともに、道路デザインと調和するよう配慮する。	[]	[]	
	電線類	できる限り電線類を地中化するなどし、電柱をなくす。	[]	[]	
その他配慮事項	配慮事項		事業実施後の 適合状況	配慮できた内容・配慮できなかった理由	

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。
 配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。
 該当しないときは－を記入してください。

公園・緑地整備事業実施後評価シート 所管課：

担当者：

事業名： 事業場所：

3. 公園・緑地整備事業配慮指針への適合状況

		配慮事項	計画段階の 適合状況	事業実施後 の適合状況	配慮できた内容・配慮できなかった理由
一 般 的 事 項	全体デザイン	地域のシンボルとなる公共空間として、その地域の特性を十分に踏まえ、地域の景観の魅力を高めるよう形態・意匠、植栽等を工夫する。	[]	[]	
	緑の連続性	既存の自然緑地、河川緑地、道路緑地等との連続性や一体性に配慮し、緑のネットワーク拠点となるよう配慮する。	[]	[]	
		幹線道路等に面する場合は、道路植栽や歩道部との連続性や一体性に配慮する。	[]	[]	
	遊具等	遊具や噴水等は、地域の緑地の全体イメージに調和するデザインとする。	[]	[]	
地 域 別 配 慮 事 項	山間地域・丘陵地	山間地域や丘陵地等においては、もとの地形に配慮した造成を行い、できる限り法面等が発生しないよう工夫する。	[]	[]	
		既存の樹林、樹木等がある場合はこれを活かす。	[]	[]	
	歴史的地域	歴史文化資産が残る地域においては、地域の歴史的な環境と調和し、さらに魅力的な歴史的な環境を創出するよう工夫する。	[]	[]	
	湖岸地域	湖岸地域について、自然緑地を活かすとともに失われた自然環境の再生に配慮する。	[]	[]	
		幹線道路沿道の湖岸緑地について、道路から琵琶湖が見通せるよう植栽等を工夫する。	[]	[]	
その他配慮事項	配慮事項	事業実施後の 適合状況	配慮できた内容・配慮できなかった理由		

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。

配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。

河川・水路整備事業実施後評価シート 所管課：

担当者：

事業名： 事業場所：

3.河川・水路整備事業配慮指針への適合状況

		配慮事項	計画段階の 適合状況	事業実施後 の適合状況	配慮できた内容・配慮できなかった理由
一 般 的 事 項	緑の連続性	緑のネットワーク形成の一環として河岸の緑化、多様な動植物が生息できるよう環境の整備等の工夫を行う。	[]	[]	
	河川堤・河川敷	河川に沿ったピスタ景観を演出するため、河川沿いの散策道や親水空間の整備、河岸と隣接する公共空間との一体的な整備を行うとともに、沿岸部を含めた広がりのある空間を確保する。	[]	[]	
	護岸	河川・水路が地域の景観と調和するよう、その土地の歴史性に配慮した護岸素材、積み方とするなど、形態・意匠を工夫する。	[]	[]	
	防護柵等	水辺の景観に配慮した形態、意匠とし、生垣を防護柵の代わりに用いるなどの工夫を行う。	[]	[]	
そ の 他 配 慮 事 項	配慮事項		事業実施後の 適合状況		配慮できた内容・配慮できなかった理由

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。

配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。

橋梁整備事業実施後評価シート 所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

3. 橋梁整備事業配慮指針への適合状況

		配慮事項	計画段階の 適合状況	事業実施後の 適合状況	配慮できた内容・配慮できなかった理由
一般的事項	全体デザイン	周辺の自然景観や地域の歴史的・文化的な環境等と調和するよう、素材、形態・意匠、色彩を工夫する。	[]	[]	
		歴史的な景観を形成する地域においては、デザイン、色彩、構造を含めた昔の橋梁の復元を検討する。	[]	[]	
	視点場	橋の上から眺望景観を演出するため、橋詰めに橋や川を眺められるポケットパーク、たまりの空間をつくるなどの工夫を行う。	[]	[]	
	親柱・高欄・照明灯	周辺の景観に調和し、全体のバランスに配慮した形態、意匠とする。	[]	[]	
		都市景観の魅力向上を目的として照明演出等の工夫を行う。	[]	[]	
その他配慮事項	配慮事項		事業実施後の 適合状況		配慮できた内容・配慮できなかった理由

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。
 配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。
 該当しないときは－を記入してください。

砂防・治山事業実施後評価シート

所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

3.砂防・治山事業配慮指針への適合状況

		配慮事項	計画段階の 適合状況	事業実施後 の適合状況	配慮できた内容・配慮できなかった理由
一 般 的 事 項	砂 防 タ ム 等 の 構 造	災害防止の機能を十分に果たすことを前提としつつ、できる限り周辺景観と調和するよう、緑化工法や自然石工法を活用するなど工法を工夫するとともに、その形態・意匠、素材、色彩に配慮する。	[]	[]	
そ の 他 配 慮 事 項	配慮事項		事業実施後 の適合状況	配慮できた内容・配慮できなかった理由	

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。
 配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。
 該当しないときは－を記入してください。

公共建築物整備事業実施後評価シート

所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

3. 公共建築物整備事業配慮指針への適合状況

配慮事項		計画段階の 適合状況	事業実施後 の適合状況	配慮できた内容・配慮できなかった理由
一般的 事項	建築物本体			
	主要な視点場からの眺望景観（琵琶湖、山並み等を背景とした中景・遠景）に対して、山の稜線や琵琶湖の水面等に配慮した形状、高さとする。	[]	[]	
	施設を含む近景を魅力的なものとするために、周辺の景観（水辺、まちなみ等）と調和した形状、高さとする。	[]	[]	
	周辺のまちなみに圧迫感を与えない高さ、形状とする。	[]	[]	
	壁面を後退させ、ゆとりある外部空間をつくる。	[]	[]	
	周辺のまちなみ等との色彩や素材の調和を図る。	[]	[]	
	地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。	[]	[]	
	建築設備や工作物、屋外階段等は目立たないように工夫する。	[]	[]	
	処理施設等の機能的に外観に制約がある施設についても、周辺の景観と調和するよう、形態・意匠、色彩、素材や設置位置、さらには外構の植栽やデザインの工夫を行う。	[]	[]	
	外構			
	隣接する道路、河川、公園と一体的に計画する。	[]	[]	
	開放的なデザインとし、気軽に人が利用できる雰囲気とする。	[]	[]	
	敷地内の既存樹木を積極的に利用するとともに、敷地規模に応じた緑地面積を確保する。また、シンボルツリーの配置、敷地境界への生垣の設置等、シンボル性の強調、周辺地域との調和といった観点から植栽を工夫する。	[]	[]	
	屋外駐車場はできる限り出入口を限定するとともに、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮する。	[]	[]	
その他 配慮事項	配慮事項		事業実施後の 適合状況	配慮できた内容・配慮できなかった理由

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。

配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。

駅前広場整備事業実施後評価シート 所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

3.駅前広場整備事業配慮指針への適合状況

		配慮事項	計画段階の 適合状況	事業実施後 の適合状況	配慮できた内容・配慮できなかった理由
一 般 的 事 項	全 体 デ ザ イ ン	視覚的に遠景、中景、近景の主対象となる地域の顔として、地域の景観特性と調和するとともに、風格のある空間デザインとする。	[]	[]	
		地域の主要な眺望点（視点場）のひとつとして、駅前からのビスタ景観等の眺望景観をより良く見晴せる空間デザインとする。	[]	[]	
		駅前広場単独でデザインするのではなく、駅舎、周辺のまちなみとのトータルデザインを目指す。	[]	[]	
	舗 装	舗装材料は、その土地の歴史的な背景や周辺環境に調和する素材、色彩を用いる。	[]	[]	
	植 栽	広場には植栽を効果的に施し、まちなみ景観にうるおいを与える工夫を行う。	[]	[]	
	照 明 柱	照明柱は地域の景観特性に配慮するとともに、広場の舗装デザインと調和するよう配慮する。	[]	[]	
	電 線 類	できる限り電線類を地中化するなどし、電柱をなくす。	[]	[]	
そ の 他 配 慮 事 項	配慮事項		事業実施後 の適合状況		配慮できた内容・配慮できなかった理由

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。

配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。

令和 年度公共事業計画概要書

部 課 担当者 内線

事業名	事業(施設)種別	概要

※1 位置図を添付してください。

※2 下記の条件に該当する事業のみ記入してください。

- ① 景観法及び大津市景観法施行条例に基づく通知対象事業
- ② 風致地区内における協議対象事業
- ③ 景観形成実施計画及びその(案)の対象区域での事業
- ④ 歴史的風土特別保存地区での事業
- ⑤ 事業担当課において、特に景観への配慮を必要と認められる公共事業

4. 参考資料

4-1 参考資料

(1) 景観形成重点推進公共事業について

1) 景観法に基づく通知対象事業

通知の対象となる行為の種類

■建築物

建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

(外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が 10 m²以下であるものを除く)

■工作物

工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

(外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が 10 m²以下であるものを除く)

以下の種類①～⑤を指します

種類① 垣(生垣を除く。)、柵、塀、擁壁、その他これらに類するもの

種類② 煙突、ごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という。)

電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を除く。)

記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)

彫像その他これに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)

高架水槽

メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設

石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

種類③ 汚水又は廃水を処理する施設

種類④ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)

種類⑤ 太陽光発電設備等(太陽光を電気に変換し、又は太陽熱を利用する設備及びその附属物)

■開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

■建築物・工作物・開発行為以外

土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

木竹の伐採

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

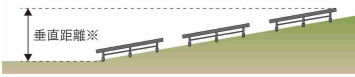
水面の埋立て又は干拓

※適用除外となる行為

以下に該当する行為については、景観法に基づく通知はありません。

- ・ 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 24 号）第 2 条第 1 項の規定による許可を受け、又は同条第 3 項の規定による協議若しくは同条例第 3 条の規定による通知をして行う行為
- ・ 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 16 年条例第 5 号）第 2 条第 1 項の規定による許可を受け、又は同条第 3 項の規定による協議若しくは同条例第 3 条の規定による通知をして行う行為
- ・ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 9 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為
- ・ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項の規定による許可を受けて行う行為
- ・ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項、第 34 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 49 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為
- ・ 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第 59 号）第 4 条第 1 項の規定による許可を受け、又は同条例第 6 条の規定による協議若しくは同条例第 7 条の規定による通知をして行う行為
- ・ 地区計画等（都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。）の区域（地区整備計画（同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区整備計画をいう。）が定められている区域に限る。）内で行う土地区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為 …地区計画等において届出の対象となる行為
- ・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 4 条又は第 5 条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- ・ その他、景観法で定めるもの

表-1 通知の対象となる行為の規模

番号	種別		建築物	工作物
(1)	景観エリア	緑地景観エリア	ア 高さ10mを超えるもの	種類①～③ 高さ10mを超えるもの
(2)		低層住宅地景観エリア	イ 延床面積 500 ㎡を超えるもの	種類④ 高さ 15mを超えるもの
(3)		市街地景観エリア	ア 高さ13mを超えるもの	種類①～③ 高さ13mを超えるもの
(4)		沿道市街地景観エリア	イ 延床面積 1,500 ㎡を超えるもの	種類④ 高さ 15mを超えるもの
(5)		商業地景観エリア	ア 高さ15mを超えるもの	種類①～④ 高さ 15mを超えるもの
(6)		工業地景観エリア	イ 延床面積 3,000 ㎡を超えるもの	
(7)		(1)～(6)の景観エリア		種類⑤ 垂直距離※（最も低い位置にある部分から最も高い位置にある部分までの距離）が 10mを超えるもの、又は、太陽電池モジュール等の面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの
(8)	湖岸軸	市街地水辺景観エリア 集落水辺景観エリア 砂浜樹林景観エリア 山岳水辺景観エリア ヨシ原樹林景観エリア 河畔林景観エリア	ア 建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、その新築、改築、増築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの イ 建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、新築、改築又は増築後の建築物の高さが5mを超えることとなるもの ウ 塀の新築又は移転で高さが1.5mを超えるもの エ 塀の新築又は移転で長さが10mを超えるもの オ 塀の改築、増築で、改築又は増築後の塀の高さが1.5m又は長さが10mを超えることとなるもの カ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が 10 ㎡を超えるもの	種類① 高さ1.5mを超え、又は長さが10mを超えるもの 種類② 高さ5mを超えるもの 種類③ 高さ1.5mを超え、又はその築造面積の合計が100㎡を超えるもの 種類④ 高さが10mを超えるもの 種類⑤ 垂直距離※が10mを超えるもの、又は、太陽電池モジュール等の面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの 種類①～⑤ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が 10 ㎡を超えるもの
(9)		水辺景観特別エリア	(8)欄に同じ	(8)欄に同じ
(10)	重点地区	堅田景観重点地区	ア 建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、その新築、改築、増築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの イ 建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、新築、改築又は増築後の建築物の高さが5mを超えることとなるもの ウ 塀の新築又は移転で高さが1.5mを超えるもの エ 塀の新築又は移転で長さが10mを超えるもの オ 塀の改築、増築で、改築又は増築後の塀の高さが1.5m又は長さが10mを超えることとなるもの カ 屋根等（屋根・屋上・外壁面）に太陽光発電設備等を設置する外観の変更で、太陽電池モジュール等の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの キ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が 10 ㎡を超えるもの	種類① 高さ1.5mを超え、又は長さが10mを超えるもの 種類② 高さ5mを超えるもの 種類③ 高さ1.5mを超え、又はその築造面積の合計が100㎡を超えるもの 種類④ 高さが10mを超えるもの 種類⑤ 垂直距離※が5mを超えるもの、又は、太陽電池モジュール等の面積の合計が 100 ㎡を超えるもの 種類①～⑤ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が 10 ㎡を超えるもの
(11)		坂本景観重点地区	(10)欄に同じ	(10)欄に同じ
(12)		大津百町景観重点地区	(10)欄に同じ	(10)欄に同じ

開発行為	木竹の伐採	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	水面の埋立て又は干拓
開発行為のうち 1,000 ㎡以上のもの				
	以下のすべてに該当する木竹の伐採 ①木竹の高さが5mを超えるもの ②林業を営むために行う木竹の伐採以外のもの	以下のすべてに該当する土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ①堆積の高さが1.5mを超え、若しくはその堆積に係る部分の面積が100 ㎡を超えるもの ②堆積された物件が外部から見通すことができる場所での堆積 ③堆積の期間が30日を超えて継続するもの		
	(8)欄に同じ	(8)欄に同じ	①切土又は盛土により生ずる法面の高さが1.5mを超えるもの ②切土又は盛土により生ずる法面の長さが10mを超えるもの ③当該行為に係る部分の面積が100 ㎡を超えるもの	①盛土により生ずる法面の高さが1.5mを超えるもの ②長さが10mを超えるもの ③当該行為に係る部分の面積が100 ㎡を超えるもの
	(8)欄に同じ	(8)欄に同じ	(9)欄に同じ	(9)欄に同じ
	(8)欄に同じ	(8)欄に同じ		
	(8)欄に同じ	(8)欄に同じ		

2) 風致地区内における協議対象事業

表-2 協議対象となる行為

風致地区内で協議を要する行為	
①	建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
②	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
③	木竹の伐採
④	土石の類の採取
⑤	水面の埋め立て又は干拓
⑥	建築物その他の工作物の色彩の変更
⑦	屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

3) 景観上重要な地域

① 景観計画に定める景観重点地区の区域

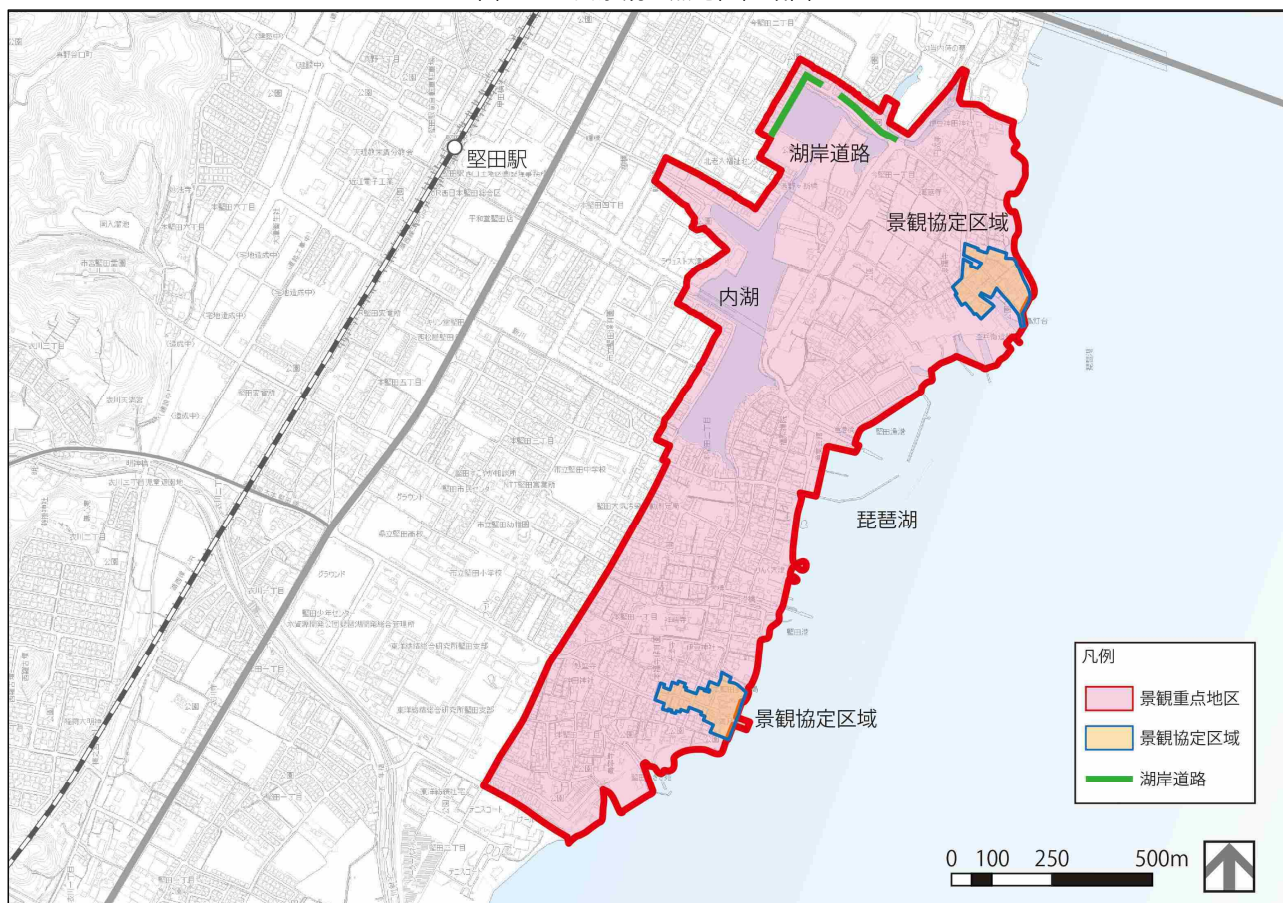
堅田景観重点地区	図 1 参照
坂本景観重点地区	図 2 参照
大津百町景観重点地区	図 3 参照

② 歴史的風土特別保存地区の区域..... 図 4 参照

図1 堅田景観重点地区 区域図

「景観形成実施計画～堅田地区～」の計画対象区域と整合させることを基本とし、上記計画のもと締結された「落雁の道地区」及び「出島灯台のまち地区」の景観協定の区域とともに、湖岸付近の浮御堂や出島灯台、伊豆神社等の数多くの歴史文化資産が点在する歴史的なまちなみ、地域住民により守られてきた堅田内湖を含む範囲を一体的に設定しています。

図1 堅田景観重点地区区域図

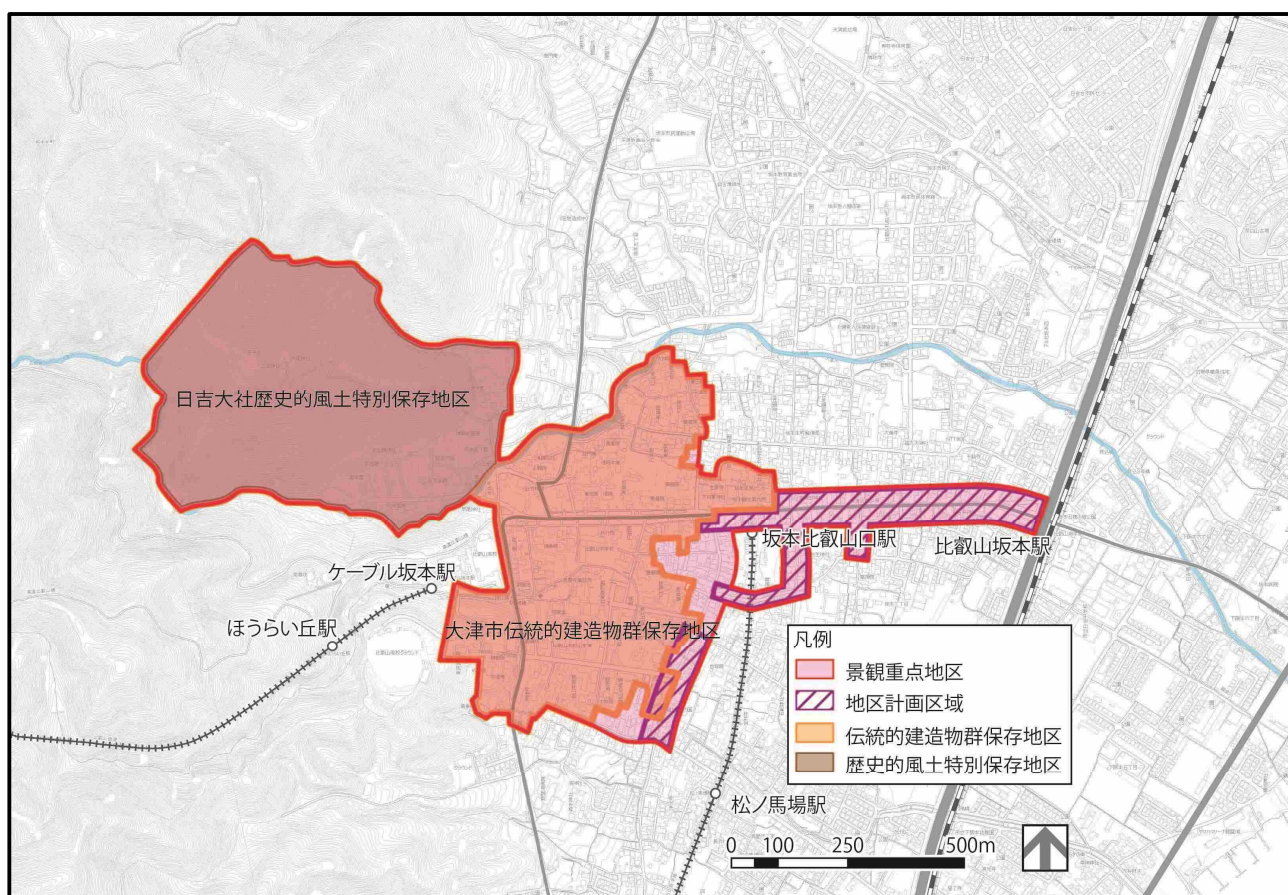


堅田景観重点地区の面積：72.33ha

図2 坂本景観重点地区 区域図

「景観形成実施計画～坂本地区～」の計画対象区域と整合させることを基本とし、上記計画のもと決定された「県道比叡山線沿道地区 地区計画」「坂本四丁目南町地区 地区計画」「坂本明良通り沿道地区 地区計画」及び「坂本伝統的建造物群保存地区」、「日吉大社歴史的風土特別保存地区」を含む範囲で設定しています。まとまりのある地区設定とするため。上記のいずれも指定されていない範囲も一体的に設定しています。

図2 坂本景観重点地区区域図

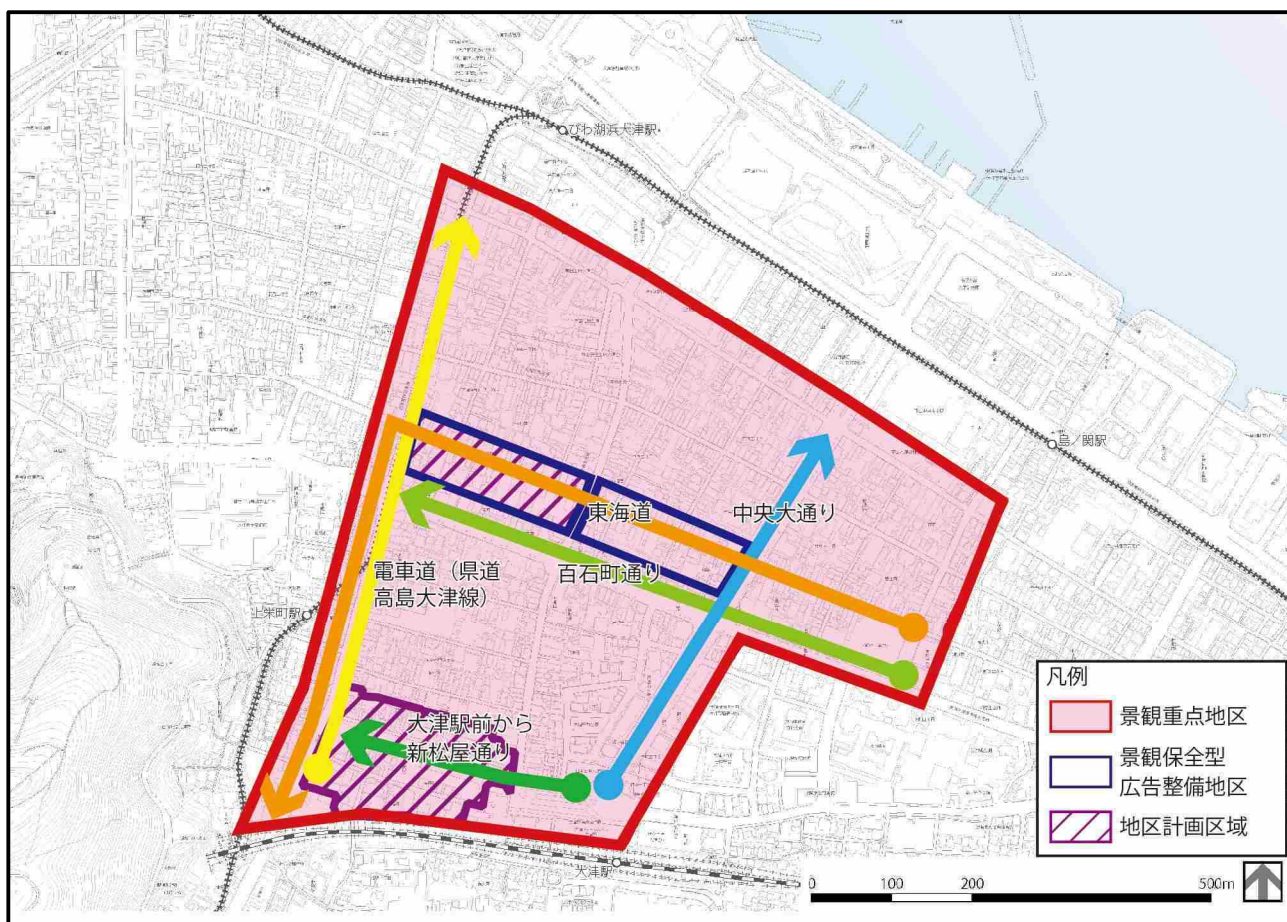


坂本景観重点地区の面積：71.49ha

図3 大津百町景観重点地区 区域図

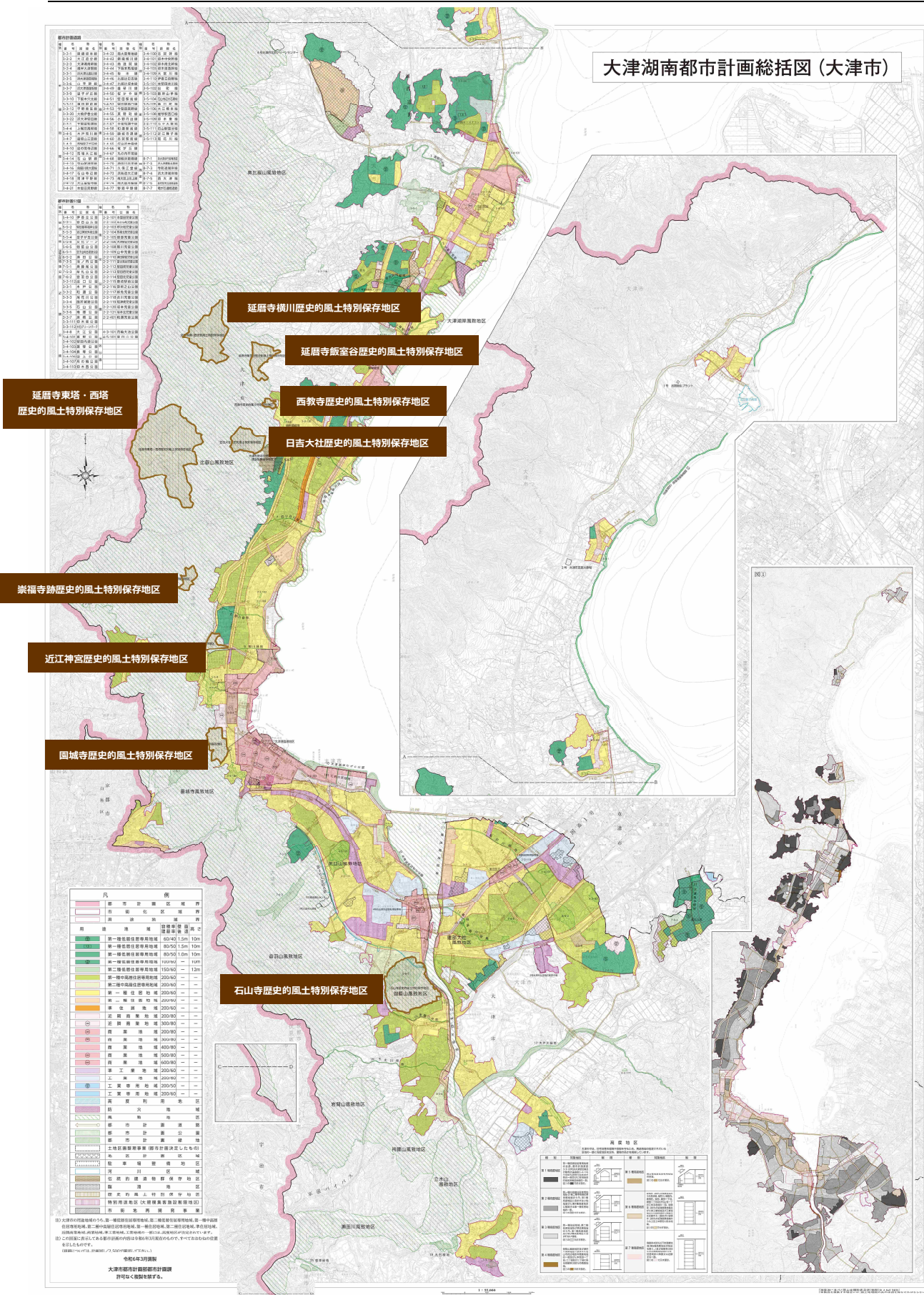
大津百町と称された区域のうち、大津祭が開催される区域を中心に、「旧東海道沿道京町通り地区 地区計画」、「大津駅西第一地区 地区計画」、「景観保全型広告整備地区 旧東海道沿道京町通り地区」、「びわこ東海道景観基本計画」に基づく「東海道沿道景観の連携重点ゾーン」を含む範囲を一体的に設定しています。

図3 大津百町景観重点地区区域図



大津百町景観重点地区の面積：45.2ha

図4 歴史的風土特別保存地区 区域図



大津市景観計画ガイドライン

〔6〕 公共事業編

令和7年(2025年)3月策定

発行者	大津市都市計画部都市計画課
所在地	〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号
電話	(077)528-2956
E-mail	otsu1303@city.otsu.lg.jp